

# 「対応の難しいプレイヤー」に関するガイドライン

2016年6月

## 1. 本ガイドラインの目的

- ◆ JCBLの主催・公認競技会において、競技会の円滑な進行を妨げたり、他のプレイヤーを不快にさせたりすることで、競技会の主催団体が対応に苦慮するプレイヤーが存在します。たとえば、マナーの悪いプレイヤーや頻りにサイキックを行うプレイヤーが典型的な例です。本ガイドラインではこうしたプレイヤーを「対応の難しいプレイヤー」と総称しています。
- ◆ 「対応の難しいプレイヤー」の対処については、現在統一的な対応の基準が存在しないため、競技会の主催団体であるJCBLおよびブリッジセンターなどの判断に委ねられており、ブリッジセンターごとに対応が異なっているのが現状です。JCBLは、会員・会友に限らずできるだけすべてのブリッジプレイヤーに競技を楽しむ機会を提供する方針を採用していますが、統一の基準がないままでは支障が出ると懸念されます。
- ◆ たとえば、一部のブリッジセンターでは程度のひどい場合には当該プレイヤーの来場をお断りするなど、実質的な出場停止を科しているケースもあります。しかし、たとえ正当な対処であっても、恣意的な運用を避け、当該プレイヤーからのクレームに対処するためにも、JCBLの支持と対応の根拠が必要です。主催団体であるJCBLとブリッジセンターとの間で現状認識と対応の基本に関する共通理解のために、本ガイドラインを定めることといたしました。
- ◆ 本ガイドラインでは、「対応の難しいプレイヤー」について、JCBLおよびブリッジセンターの対処の原則を例示しています。規則と異なりガイドラインですので、ブリッジセンターがこのガイドラインに完全に拘束されることはありません。また、本ガイドラインに則った対処の結果についてブリッジセンターに罰則が適用されることもありません。
- ◆ 本ガイドラインでは、JCBLとブリッジセンター間の認識や理解の共有のため、現時点で明確な対応を示すことが難しい類型についてもあえて記述しています。今後定期的に実態に合致した本ガイドラインの改訂を行い、内容を充実させてゆくことが求められます。

## 2. 「対応の難しいプレイヤー」の種類

本ガイドラインの適用される範囲を明確にするために、現時点で問題となっている「対応の難しいプレイヤー」の典型的な類型を以下に示します。

### (1) マナーの悪いプレイヤー

- ◆ 他のプレイヤーに対する暴行や暴言はもちろんのこと、「デュプリケートブリッジの規則」の第 74 条で規定されている「振舞いとエチケット」に違反する行為（「礼儀正しい態度の維持」の違反や、「ゲームの楽しみを妨げるような論評や行動」など）に該当するプレイヤーであり、本来懲戒規則で定められている懲戒の対象行為となります。
- ◆ 具体的な例をあげれば、パートナーやオポネントに対する乱暴または失礼な言動のほか、オポネントのプレイに対する無用な批判、批評ないしは講釈、パートナーやオポネントに対する嫌味や当てこすり、パートナーやオポネントとの口論、自分たちのプレイの自慢、ディレクターとの言い争いなどが、ブリッジの規則に反するマナーです。
- ◆ こうしたマナー違反は JCBL においても長年問題視とされ、一時期「マナー委員会」による「ゼロ・トランス運動」なども実施されましたが、今でも解決されているとはいえませんし、初心者者を遠ざける大きな原因となっています。

### (2) 不衛生または不適切な服装や身なりのプレイヤー

- ◆ 強い体臭や不潔な風体をはじめ、競技会にふさわしくない服装など、他のプレイヤーを困惑させるようなプレイヤーが該当します。入浴していないことが明白で悪臭が漂っていたり、不必要に肌を露出したりという服装が典型的な例ですが、他のプレイヤーに苦痛を覚えさせるような強い匂いの香水や、なめた指など汚い手でカードに触れるなど他のプレイヤーに嫌悪感を起こさせる行為なども該当します。また、尿の失禁が疑われるプレイヤーもこの類型に含まれます。
- ◆ 現在 JCBL ではこうした行為について明確な規則や基準がありませんので、ブリッジセンターでは対応に困っていると思われます。ちなみに、ACBL では同様の行為が懲戒の対象となっており、「戒告」または「経過観察」という処分まで規定されています。

- ◆ ただし、どのような行為が不衛生または不適切であるか、逆にいえばどのような行為ならば許容範囲であるかについては、時代や環境によっても変遷するため、このタイプのプレイヤーであると判断するためには主催団体やディレクターに困難が伴うと思われます。

### (3) 他のプレイヤーへの感染の疑いがあるプレイヤー

- ◆ 発熱、咳、嘔吐、発疹などの症状があつて、他のプレイヤーに病気が感染する怖れがあるプレイヤーが該当します。特にインフルエンザなど伝染力の強い病気の疑いがある場合、競技会の主催団体は早急かつ適切な対処が必要になります。
- ◆ こうしたプレイヤーは、本来競技会の出場を辞退することが求められますが、最近の事例で休憩時間中に嘔吐したことが発覚し、ノロウイルスへの感染が疑われたプレイヤーが、ディレクターの指示に従わずにプレイを継続しようとしたことがありました。
- ◆ なお、主催団体が感染の疑いがあることを認識しながらこれを放置して、他のプレイヤーに感染した場合、その責任を問われる可能性があります。

### (4) 頻繁にサイキックを繰り返すプレイヤー

- ◆ 競技会に出場するたびとってよいぐらいの頻度でサイキックを行うプレイヤーがこれに該当します。このような頻繁なサイキックは、結果として他のプレイヤーのブリッジの楽しみを奪っていることになり、マナーの悪いプレイヤー同様、初心者を遠ざけてしまう存在です。
- ◆ ブリッジでは、サイキック(パートナーとの合意から大きく逸脱するコール)自体は禁止されていません。しかし、「スポーツマンシップに反するサイキック(上級者が初心者を相手に混乱させることを目的とするもの)」や「無分別・頻繁なサイキック」は禁止されています。本ガイドラインの対象は、このようなプレイヤーであり、こうした行為は場合によっては懲戒の対象となります。
- ◆ 頻繁にサイキックを繰り返すプレイヤーにブリッジセンターが注意を与えて改善を求めることもありますが、現実には他のブリッジセンターで同様のことを繰り返すことで問題行動が継続されていることが実情です。

## (5) 加齢などの理由により、競技会の進行を妨げるプレイヤー

- ◆ 事前エントリーが必要な競技会への無断欠場や遅刻など、競技会の進行を妨げるプレイヤーがこれに該当します。加齢による見当識の障害により日時や時刻が理解できていない、あるいは競技会場までの交通機関を適切に利用できない、こうしたプレイヤーが現実存在します。
- ◆ また、1ボードのプレイに10分以上を要する極端なスロープレイしかできないプレイヤーや、正常にオークションができない、あるいはカードフォローができず頻繁にリボークするプレイヤーも、競技会の進行を妨げるという点では同様です。
- ◆ このように本人が意図しなくとも競技会の進行を妨げるプレイヤーは、その大部分が加齢による障害（いわゆる「認知症」）が原因となっており、本人にその自覚がない場合もかなり見受けられます。ブリッジプレイヤー全体の高齢化の中で、こうしたプレイヤーはますます増加することが予想されます。

### 3. 対応の方針

前項であげた「対応の難しいプレイヤー」の類型ごとに、競技会の主催者である JCBL やブリッジセンターの対応の方針ないしは基準を示します。

#### (1) マナーの悪いプレイヤー

##### 対応の原則

主催団体は、現行の規則をためらわずに適用して、必要なペナルティを科します。失格、または出場停止を宣告した場合は、必ず JCBL に報告します。

礼儀正しい態度の維持は、ブリッジの規則で定められたブリッジプレイヤーの義務です。したがって、マナーの悪いプレイヤーには、現行の規則上も競技会的主催団体やディレクターの権限で十分対処することが可能です。

規律を維持して、参加者が楽しくプレイできる環境を確保するために、主催団体は毅然としてマナーの悪いプレイヤーを競技会から排除すべきです。

- ◆ 「デュプリケートブリッジの規則」の第 91 条では、ディレクターは規則に違反したプレイヤーに対して、出場停止や失格を含むペナルティを科す権限が認められています。また、そのペナルティの内容は「競技会運営規則」で具体的に定められており、1 回目、2 回目にスコア上のペナルティを科したうえ、それでも改善されない場合には出場停止、または主催団体の許可を得て失格とすることになっています。
- ◆ 競技会的主催団体は、すでに喫煙や携帯電話の着信に関してペナルティを科しており、これより重大な規則違反であるマナー違反に対しても相応のペナルティを科すべきです。従来、マナー違反に対しては、規則の定めにもかかわらず、主催団体はペナルティを科すことがほとんどありませんでしたが、競技会の運営上支障があるならば、出場停止や失格を含めて厳格に対処することで、規律の維持をはかることが求められます。

- ◆ なお、ディレクターの権限では当該競技会の出場停止および失格が上限ですが、競技会の主催団体であるブリッジセンターとしては、当該プレイヤーに対して「マナー違反が改善されるまで来場をお断りすること(継続的な出場停止)」も可能です。ただし、プレイヤーの出場停止や失格を宣告した場合には、主催団体はJCBLに報告する義務があります。JCBLは原則としてブリッジセンターやディレクターの対処を支持します。
- ◆ JCBLは、ブリッジセンターから悪質なマナー違反の報告を受けたとき、必要に応じて当該プレイヤーに対して懲戒規則に基づく処分(戒告、経過観察、資格停止、除名のほか、出場停止、MP剥奪など)を科すことがあります。

## (2) 不衛生または不適切な服装や身なりのプレイヤー

### 対応の原則

主催団体は、当該プレイヤーに適切な注意を行い、自発的な改善を促します。当該プレイヤーがこれに従わない場合、「(1) マナーの悪いプレイヤー」と同様のペナルティなどを科します。

服装や身なりは、マナーやエチケットの一部であると考えられます。したがって、競技会の主催団体は、強い体臭、不潔な風体、競技会にふさわしくない服装など、他のプレイヤーに不快感を与えるプレイヤーに対して、「(1) マナーの悪いプレイヤー」への対応と同様の対処が求められます。

ただし、服装や身なりについては、当該プレイヤーに自覚がない場合も想定されるため、当該プレイヤーに対して注意を与えたうえで、自発的な改善を求めることが望ましいといえます。

万が一、当該プレイヤーが注意を拒否するなど受け入れない場合には、「(1) マナーの悪いプレイヤー」と同様に、スコア上のペナルティおよび出場停止または失格という対処を行います。

- ◆ ACBLでは、不衛生または不適切な服装や身なりに対して、文書による戒告または一定期間の経過観察とすることが規則で決められていますが、JCBLでは明確な規定がないため、主催団体またはディレクターの判断で対処します。

### (3) 他のプレイヤーへの感染の疑いがあるプレイヤー

#### 対応の原則

主催団体は、当該プレイヤーに理由を告げて、自発的な出場を辞退を促します。これに従わない場合、当該プレイヤーを即座に出場停止とします。

発熱、咳、嘔吐、発疹などの症状により、他のプレイヤーへの感染の疑いのあるプレイヤーの存在は、重大な事態を惹起する可能性もあるため、競技会の主催団体およびディレクターの適切な判断と対処が重要です。

感染症でないことの証明がない限り、当該プレイヤーには競技会からの自主的な出場辞退を促し、これに従わない場合は、ディレクターの権限により当該プレイヤーを出場停止として、競技会から退出させることとします。

万が一、当該プレイヤーが申し入れを受けない場合、ディレクターはこのプレイヤーに対して出場停止を宣告し、さらに主催団体は症状が改善するまで来場させないなどの継続的な出場停止などの措置を講じたうえで、JCBLに報告します。

- ◆ 感染の疑いについては、他のプレイヤーの生命や身体の保護の観点から、主催団体およびディレクターが適切な対応を行うことが強く求められます。

### (4) 頻繁にサイキックを繰り返すプレイヤー

#### 対応の原則

頻繁なサイキックであることが明らかな場合には、主催団体は当該プレイヤーに対して規則で定めた対応を行いますが、それ以外の場合には特段の対応が行えません。2017年からの導入が予定されている「記録保管制度」の施行を待って対応します。

明らかに頻繁なサイキックであると認められる場合、競技会の主催団体は、当該プレイヤーに対してそれが懲戒の対象となる行為であることを告げて、必要な対処(悪質な場合はJCBLに対して懲戒請求)を行います。

しかしながら、多くの場合頻繁なサイキックかどうかの判断が難しいため、競技会の主催団体がその場で何らかの対処を行うことはかなり困難と思われれます。

JCBLが今年中にも導入を予定している「記録保管制度」が実現すれば、この運用により、かなりの程度頻繁なサイキックへの対応が可能になると予想されます。

- ◆ サイキックについては、他のプレイヤーからの苦情という形で競技会の主催団体またはディレクターに報告されるケースがほとんどであると思われれます。サイキック自体は規則に違反していないので、「スポーツマンシップに反する、または無分別・頻繁なサイキック」であることが明白でない限り、競技会主催者またはディレクターは、当該プレイヤーに対して何らかのペナルティを与えるべきではありません。
- ◆ 頻繁なサイキックを行うプレイヤーには、継続的な観察が必要であるため、JCBLでは2016年10月から「記録保管制度」の導入を予定しています。記録保管制度の導入後は、プレイヤーやディレクターによるJCBLの記録保管責任者への報告が制度化されるので、当該プレイヤーへの聴取をはじめ、場合によっては懲戒処分も含めて強力な対処が可能になります。また、この制度の導入自体が頻繁なサイキックを行うプレイヤーに対する抑止効果を持つと期待しています。

## (5) 加齢などの理由により、競技会の進行を妨げるプレイヤー

### 対応の原則

このタイプのプレイヤーに対しては、共通の対応が存在しないため、当面の間は競技会の主催団体の個別対応に委ねざるをえません。ただし、競技会への参加が困難なプレイヤーに対して、競技会以外のブリッジの場を提供して誘導することが望ましいと考えられます。

このタイプのプレイヤー、特に加齢による問題が生じているプレイヤーは、今後ますます増加すると見込まれますが、当該プレイヤーの名誉やプライバシーの問題もあり、統一的な基準による対応はきわめて難しいといえます。

当面の間は、競技会主催者の適切な対応や判断に委ねる以外の方策が存在しないといえますが、解決事例や失敗事例を含めてブリッジセンター間での情報共有を進めたいと思います。

- ◆ 加齢のため無断欠場や遅刻を繰り返したり、求められる時間制限をはるかに超えるスロープレイしかできないプレイヤーは、現実的にウィークリーゲームを含む競技会出場は困難と思われる。このようなプレイヤーに対しては、競技会ではなくサロンや練習会など勝敗を競わないブリッジの場に誘導することが最善だと考えられます。
- ◆ このようなプレイヤー向けのブリッジの機会提供として、ブリッジセンターが高齢者向けのサロンや練習会などのイベントを開催することが望まれます。ただ、こうしたイベント開催の助成として、一定のテーブル数に満たない場合にテーブルチャージの不足分を JCBL が補填する助成制度などを検討したいと考えています。
- ◆ また、歩行がおぼつかなく危険が伴うプレイヤーや、競技会の会場までに道に迷う可能性が高いプレイヤーなど本人の安全が懸念される場合には、主催団体が本人の家族と協議して何らかの対策を講じる必要も出てくるかもしれません。

一覧：「対応の難しいプレイヤー」に対する主催団体の対応

	主催団体の対応	
	義務的対応	望ましい対応
(1) マナーの悪いプレイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行規則を適用して、必要なペナルティを科す。</li> <li>● 主催団体による継続的な出場停止も可能。</li> <li>● 失格や出場停止を科した場合に、JCBL に報告する。</li> </ul>	
(2) 不衛生または不潔な服装や身なりのプレイヤー		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人に対する注意と自発的な改善を促す。</li> <li>● 改善に応じない場合に、マナー違反と同様の対応を行う。</li> </ul>
(3) 他のプレイヤーへの感染の疑いのあるプレイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人に対して自発的な出場の辞退を促す。</li> <li>● 従わない場合、出場停止などの必要な措置を講じて、JCBL に報告する。</li> </ul>	
(4) 頻りにサイキックを繰り返すプレイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明らかに頻りにサイキックであれば、必要なペナルティを科す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「記録保管制度」の導入を待って、適切な対応を行う。</li> </ul>
(5) 加齢などの理由により、競技会の進行を妨げるプレイヤー		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競技会以外のプレイの機会を提供する。</li> <li>● 本人の家族と協議する。</li> </ul>

## 4. 終わりに

- ◆ 本ガイドラインは、JCBL の「センター競技委員会」とブリッジセンターの代表者による「センター協議」の場で検討を重ねて策定したものです。
- ◆ 現時点で顕在化している問題を扱っていますので、今後新たなタイプの「対応の難しいプレイヤー」が出現したり、JCBL の各種制度的対応が進んだり、また各ブリッジセンターで対応の成功例などが確認できれば、本ガイドラインの訂正や追加などの見直しを行う予定です。今後も本ガイドラインの内容の充実にご協力ください。

以 上